

クリーニング所(一般) の て び き



東京都西多摩保健所

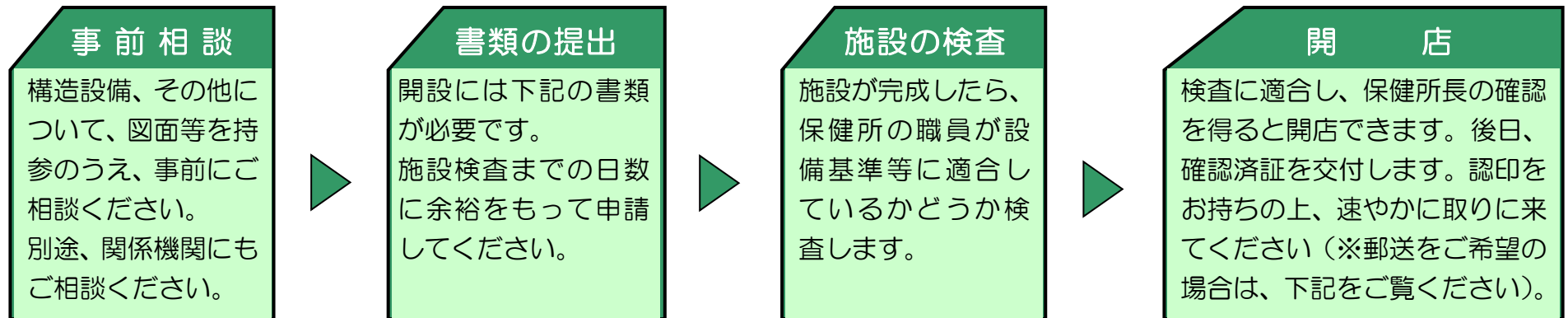
生活環境安全課 環境衛生第一・第二担当

〒198-0042 東京都青梅市東青梅一丁目167番地の15

電話 0428(22)6141

ファックス 0428(23)3987

クリーニング所(一般)開設までの手続き



開設時に必要な書類

- 開設届
- 構造設備の概要
- 施設の平面図・付近の見取図
- 有資格者の免許証（**本証**提示）
- 検査手数料（24,000 円）
- 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6 ヶ月以内）（**原本**提示）

※ 確認済証の郵送を希望する場合：
送付先を記入したレターパックプラス（赤色・600円／対面受取りとなります）をご用意ください。

（例） クリーニング所（一般） 構造設備概要

区分処理・格納設備

- 洗濯物を未洗濯、洗濯済、仕上済に区分する。
- 要消毒の洗濯物を取扱う場合、他の洗濯物と区分して処理するための容器を備える。

テトラクロロエチレンの貯蔵及び蒸留残さ物等の保管

- 貯蔵場所及び保管場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止できる構造とする。
- 貯蔵タンク及び保管容器は、密閉でき、かつ耐溶剤性の容器とする。

苦情の申出先

- クリーニング所の名称・所在地・電話番号を明記する。

出入口

受取り、引渡し場

- 仕上品と未洗濯品が混ざらないよう区分する。

※洗濯物の受取りや引渡しを行うロッカーを設置する場合は保健所へ相談してください。

換気設備

換気・採光・照明

- クリーニング所内は換気、採光及び照明を十分にします。

ドライ設備

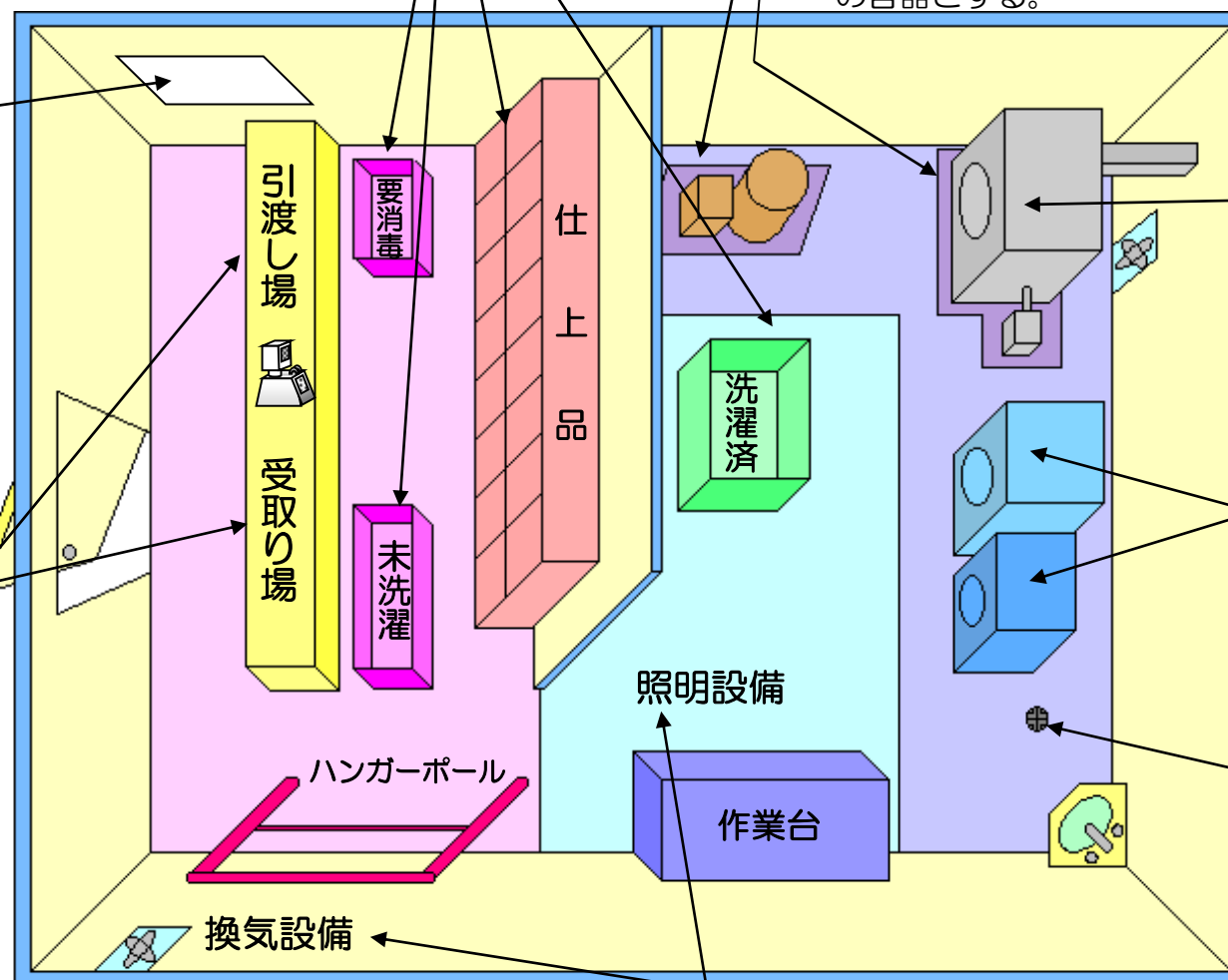
- テトラクロロエチレンを使用する場合、排水処理装置・溶剤蒸気回収装置を設置する。

業務用機械

- 洗濯機及び脱水機をそれぞれ1台以上備える。

洗い場の床

- 不浸透性材料とする。
- 適当な勾配と排水口を設ける。



クリーニング所の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談してください～

◆ 新規開設届

- ・新しくクリーニング所を開設する。
- ・開設者が変わる（事業を譲渡した場合は承継届）。
- ・施設を移転する（仮店舗も含む）。
- ・施設を大規模に増改築する。
- ・施設を建て替える。

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ 変更届

- ・法人代表者を変更した。
- ・施設を小規模に増改築した。
- ・種別を変更した（一般→取次）。
- ・クリーニング師を変更した。 など

届出事項が変わったときには変更届が必要になります。届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要などとなります。

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
（登記事項証明書^注）（法人の場合）、施設設備図面等）

注）登記事項証明書は6か月以内に発行のもの（原本）

◆ 承継届

- ・開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ・法人が合併・分割した。
- ・営業を譲り受けた。（個人⇄法人、個人→個人、法人→法人）

必要書類

* 承継届

○個人相続

- ・被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍謄本または、法定相続情報一覧図の写し
- ・相続人全員の同意書（相続人が2人以上で1人が相続する場合）[相続人の範囲：法定相続人]

○法人合併／分割

- ・承継後にクリーニング所を営業する法人の登記事項証明書^注
（合併または分割登記後）

○事業譲渡

- ・営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等）
- ・譲渡を受けた法人の登記事項証明書^注（原本提示）

◆ 廃止届

- ・営業を廃止した。

必要書類

- * 廃止届（廃止後の提出）

クリーニング所(一般)日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。
換気・採光・照明	・ドライ機の稼働中は定期的に換気する。 ・照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分にする。
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し・シミ抜き・仕上げの作業台、洗濯物の収納容器、洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。
未洗濯物と洗濯物の区分	受渡し場及び洗い場では、未洗濯物と洗濯済・仕上済の洗濯物を明確に区分する。
要消毒洗濯物	・専用の容器を備え、他の洗濯物と明確に区分して処理する。 ・洗濯前に消毒する、又は消毒効果のある方法により洗濯する。
溶 剤	・溶剤は、密閉容器に入れ、日光の当たらない場所に保管する。 ・排液や溶剤蒸気は、溶剤の種類に応じて適切に処理する。 ・蒸発残さ物等の汚染物は、密閉できる専用容器に入れて、専用の貯蔵場所に保管する。
利用者への説明	・利用者に対し、苦情の申し出先を明示（掲示及び書面の配布）する。 ・洗濯物を受け取るときは、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の了承の上で処理を行う。
従事者に関すること	・クリーニング師は全員、業務に従事した後1年以内に研修を受ける（以降は3年に1回）。 ・クリーニング業務に従事する従事者（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、開設の日から1年以内に講習を受けさせる（以降は3年に1回）。なお、研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とみなす。 ・従事者に健康診断を受けさせる等、常に従事者の健康管理に注意する。

関係機関一覧

クリーニング師試験について		
東京都保健医療局健康安全部 健康安全課 試験・免許担当 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎30階 ☎ 03-5320-4358 (直通)		
クリーニング師研修・クリーニング業務従事者講習、経営相談、融資相談及びSマーク等について		
公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内 ☎ 03-3445-8751 (代表)		
消防（消防設備の設置、維持ならびに検査、危険物の貯蔵及び取扱い等）について		消防法・火災予防条例
所管の消防署（稲城市、島しょ地区は消防本部）		
排水・下水・浄化槽などについて		下水道法・水質汚濁防止法・浄化槽法
	担当機関	所管する市町村
排水を公共下水道に放流する場合	所管する市町村 下水道担当	多摩地域の市町村
排水を公共下水道以外に放流する場合 （水質汚濁防止法にかかわる相談・届出等）	東京都環境局 多摩環境事務所 環境改善課 水質担当（東京都立川合同庁舎） ☎ 042-525-4771 (直通)	八王子市、町田市、島しょ地域を除く市町村
	東京都環境局 自然環境部 水環境課 河川規制担当（都庁第二本庁舎19階） ☎ 03-5388-3494 (直通)	島しょ地域
浄化槽を設置する場合	東京都環境局 多摩環境事務所 廃棄物対策課 浄化槽担当（東京都立川合同庁舎） ☎ 042-528-2692 (直通)	八王子市、町田市、島しょ地域を除く市町村
	東京都環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課 生活排水対策担当 （都庁第二本庁舎19階） ☎ 03-5388-3583 (直通)	島しょ地域

特別管理産業廃棄物について		廃棄物処理法
多摩地域：東京都環境局 多摩環境事務所 廃棄物対策課 規制指導担当（東京都立川合同庁舎）		☎ 042-528-2694(直通)
島しょ地域：東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 規制監視担当（都庁第二本庁舎 19階）		☎ 03-5388-3589(直通)
工場・指定作業場について		東京都環境確保条例
市：各市環境主管課		
町村：東京都環境局 多摩環境事務所 環境改善課 調整担当（東京都立川合同庁舎）		☎ 042-523-3516(直通)
島しょ地域：東京都環境局 環境改善部 大気保全課 調整担当（都庁第二本庁舎 20階）		☎ 03-5388-3491(直通)
建物の建築（建築確認等）について		建築基準法・東京都建築安全条例 等
担当機関	所管する市町村	全域を担当
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第一課 指導第一担当・指導第二担当（東京都立川合同庁舎） ☎ 042-548-2044	昭島市、国立市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市	民間の建築確認検査機関
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第二課 指導第一担当・指導第二担当（東京都小平合同庁舎） ☎ 042-464-2154	小金井市、東村山市、清瀬市、東久留米市	
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第三課 指導第一担当・指導第二担当（東京都青梅合同庁舎） ☎ 0428-23-3423	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	
各特定行政庁（市）建築指導担当	八王子市、立川市、国分寺市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、西東京市、小平市	
東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課※ （都庁第二本庁舎3階） ☎ 03-5388-3372（直通） ※一部手続きについては、各支庁が担当することがあります。	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	
用途地域について		都市計画法
各市町村の都市計画担当へご確認ください。		